

東京都の文書管理と目録編成の変容 —東京府・東京市文書を中心に—

東京都公文書館 史料編さん担当
伊藤 陽平

はじめに

戦時中、東京都は保有していた東京府・東京市時代の行政文書の疎開を実施した。現在、東京都公文書館に所蔵されている東京府・東京市文書（以下、府・市文書）はこの文書疎開によって継承された資料群であり、戦後における両文書の管理と公開の在り方は、この疎開の性格に大きな影響を受けている。本論は東京都公文書館およびその前身組織である文書課四谷分室によって作成された目録の編成を追跡することで、府・市文書の管理の在り方の変化を明らかにするものである。府・市文書の構造については、白石弘之氏によって分析されているが、戦後に両文書の管理・公開の在り方がいかなる変転を遂げてきたかは不明な点も多い¹。そこで本論は府・市文書の目録の編成原理に着目することで、四谷分室時代から東京都公文書館開館後までの文書管理と公開の在り方を分析する。

1 東京府・東京市文書の疎開と目録作成

(1) 文書疎開の概要

まず戦後における府・市文書の管理の前提となった文書疎開を概観したい²。昭和12年（1937）に日中戦争が生じると、国家総動員法の下、国内の物資と人員が戦争に投じられ、公文書も「紙資源」と見なされた。昭和13年7月から「資源愛護」を唱えて不要文書や図書書の整理が実施され、疎開前から多くの公文書が「リサイクル」された。昭和14年には通常廃棄される約5,700冊に加えて、保存年限経過前の文書約28,000冊が廃棄された³。文書疎開開始前に廃棄された文書は62,000冊にのぼる⁴。戦局の悪化の中で東京でも空襲の危機が高まり、昭和17年4月1日には「最重要文書」3,233冊の疎開が決定されたものの⁵、昭和20年3月の東京大空襲で都庁に爆弾が直撃し、完全には文書を防護できなかった。

文書疎開には①局課や区が実施した当時の現用文書、②文書課が保管した東京府・東京市時代の公文書などの非現用文書、③東京市史編纂室が歴史資料として保有した資料群の3系統が存在する⁶。まず①について見ておきたい。現用文書の多くは焼失したものの、経済局は北多摩郡西府村（現府中市）に、水道局は西多摩郡氷川村（現奥多摩町）に文書を疎開しており、この他にも区役所の文書の一部も疎開された。また神田区の千桜国民学校にあった教育局の文書と芝区の愛宕国民学校にあった港湾局の文書は焼失を免れた。戦後初期の段階ではこれらの文書は存在したようだが、その後の管理状況は追跡が困難である。

②の非現用文書は四谷文庫（四谷区に存在した、教育研修所であった建物）と若木町文庫（渋谷区に存在した防衛局の資材倉庫）に疎開された。しかし、南多摩郡由木村（現八王子市）の玉菊造酒店の酒蔵への再疎開中、昭和20年5月の空襲で若木町文庫の文書が一部焼失した⁷。

③の資料群は、東京市史編纂室があった京橋図書館から駒込六義園と埼玉県北埼玉郡騎西町（現加須市）の土蔵に疎開された。六義園には昭和18年中に市史編纂室の原稿や金地院文書、徳川家文書、法令類纂、撰要永久録、重宝録、寛永録などが運び込まれている。騎西町には東京都から引き継いだ明治期の東京府文書が疎開された。疎開に伴って文書課文書係記録室と市史編纂室が四谷文庫に移転して文書課四谷分室とも呼ばれるようになり、文書管理と史料編纂の2つの機能を兼ね備えることとなる（以下、記録室の系譜を引く担当を記録系統、編纂室の系譜を引く担当を編纂系統と呼ぶ）⁸。ここでは府・市文書が②を担当した記録系統と③を担当した編纂系統によって別個に疎開されたことを確認しておきたい。

終戦後の昭和21年1月3日、GHQから疎開文書の復帰が命じられた⁹。局課、区役所、地方事務所などの①は、「公式保存所」に指定されたそれぞれの組織が保有する書庫に、文書課と市史編纂室が疎開した②、③は、「中央保存所」に指定された四谷分室に移されている¹⁰。四谷分室は交通局のバスを借用して約20,000点の資料を4か月ほどで復帰させた¹¹。四谷分室内では②は記録系統、③は編纂系統によって別個に管理されたため¹²、戦前の東京の行政文書は、疎開に照応して3つに分裂して管理されることになったと言えよう。四谷分室は戦後に都政史料館、東京都公文書館へと発展していく。

(2) 目録の概要

次に東京都公文書館に現在所蔵されている下記の目録の性格と刊行の時系列を整理していきたい。

- ・「資料図書仮目録1・2」（市史編纂室作成、1951～1952年、請求番号：総務C380、総務C381）
- ・「補之部 記録公文書目録」（記録係作成、1948年頃、請求番号：2025.都.0007）
- ・「東京都公文書館蔵書目録」第1～5巻（東京都公文書館作成、1974～1978年、請求番号：総務C360～364）
- ・「記録公文書・明治之部」（作成者記載なし、作成年代不明、請求番号：2021.庁内刊行物.000458）
- ・「東京都公文書館蔵書目録」第1～3巻（東京都公文書館作成、2000年、閲覧室配架）

まず「資料図書仮目録1・2」は②の文書疎開で継承された資料群の目録である。特に第2巻が明治期東京府文書を対象としている。「はしがき」には「当時の書類の表題にはただ回議録だの稟議録だの庶政要録などと書いてあつて内容がよくわからないものがありますが、調べて見ると思いがけない所に貴重な資料を発見して驚く場合がしばしばあります」と記載されており、調査・研究への利用を意識していることが理解できよう。目録の項目は年代順に整理され、書名、分類、摘要、冊数が記されている。

次に「補之部 記録公文書目録」を見ていきたい。表紙に「総務局文書課文書係四谷分室記録係」と記載されていることから、戦後初期に四谷分室の記録系統と見られる担当が作成したことがわかる。さらに「補之部」というタイトルからは「正之部」のようなものが当時

存在したことを窺わせる。昭和23年（1948）府・市文書とともに当時の都の現用文書と見られるものが目録に掲載されていることから、都庁内部用に作成されたものと推測される。ここから記録系統は東京都文書と府・市文書を区別せずに管理したことがわかる。目録の項目は「年次」、「類別」、「元部門」、「件名」、「冊数」、「摘要」で構成され、府・市・都文書を区別せずに年代順に整理している。このうち「類別」、「元部門」については後述したい。

昭和43年の東京都公文書館開館後、記録系統管理分も含めて府・市文書が公開された。これに伴い、記録系統と編纂系統の府・市文書がまとめて「東京都公文書館蔵書目録」第1～5巻として目録化された¹³。第1、2巻は「資料図書仮目録2」を原型とし、編纂系統が管理する明治期東京府文書を対象とした。他方、第3～5巻は大正・昭和の府・市文書を対象としている。その目録編成は「補之部 記録公文書目録」と酷似しており、項目は「分類番号」、「類別」、「元部門」、「件名」、「摘要」で構成され、府文書と市文書を区別せずに年代順に整理している。掲載資料にも重複が見られるため、記録系統が管理する文書を対象としたことがわかる。すなわち、文書疎開によって形成された記録系統と編纂系統の二元管理の慣行が目録編成に反映されたのである。

次に「記録公文書・明治之部」を見ておきたい。掲載資料には「601.A1.1」のような東京都公文書館開館後に付された請求番号が掲載されていることから、少なくとも昭和43年以後に作成されたことは確実である。記録系統で管理されていた人事関係の文書群にあたる601～603番台の文書が掲載されており、資料図書仮目録に掲載されている明治期の府文書も一部含まれている¹⁴。年代順で整理され、項目は年代、請求番号、類別、件名、冊数で構成される。注目すべきは内部用に作成されたい点である¹⁵。東京都公文書館開館後、府・市文書は記録系統管理分と編纂系統管理分双方を公開することになったにもかかわらず、「記録公文書・明治之部」に掲載された文書は一般に閲覧するのは困難な状態にあったということになる。事実、601～603番台は「東京都公文書館蔵書目録」第1～5巻には含まれていない。

平成12年（2000）に「東京都公文書館蔵書目録」1～3巻が改めて刊行された。注目すべきは府文書と市文書が区別された点である。第1巻は「資料図書仮目録」の内容を継承し、明治期東京府文書を対象とした。他方、第2巻は大正・昭和の東京府文書、第3巻は明治～昭和の東京市文書を対象としている。府・市の区別なく年代順に整理するスタイルが見直され、府・市の区別を重視した目録編成に変更されたと言えよう。さらに閲覧が困難だった「記録公文書・明治之部」掲載分の文書が組み込まれた。この目録によって府・市文書の全容がようやく一元的に把握可能になったのである。

2 目録にみる東京府・東京市文書の管理と公開

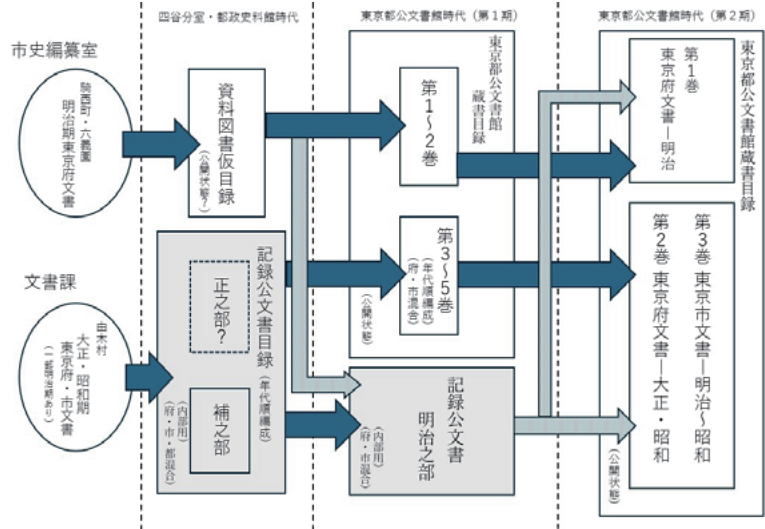
(1) 戦後の管理状況の変遷

各目録から府・市文書の管理と公開状況の変遷を整理したのが図1である。おおよそ四谷分室・都政史料館時代、東京都公文書館時代（第1期）、東京都公文書館時代（第2期）の3つの時期区分を設けることができる。戦後、四谷分室に合流した記録系統と編纂系統はそれぞれが疎開してきた文書を独自に管理しており、目録も記録系統が作成した都庁職員向けの「記録公文書目録」と編纂系統が作成した研究者向けの「資料図書仮目録」に分かれていた。昭和27年（1952）年の都政史料館への改組後の動向は目録のみでは追跡できないものの、

府・市文書の二元管理は変わらなかったと思われる。

東京都公文書館開館後、記録系統の管理下にあった大正・昭和期の府・市文書が公開され、編纂系統管理の明治期東京府文書とともに一般の閲覧に供されるようになった。しかし、二元的に分かれた文書の管理方針は依然として維持されたと思われる。その表れが由木村から復帰してきた記録系統の文書目録の系譜に一貫して見られる府・市

図1：目録にみる東京府・東京市文書の管理の変遷



混合、年代順の目録編成である。一部の明治期の文書は非公開のような状態に置かれており、府・市文書全体を一元的に管理できる状況にはなかった。その後、混合していた府・市文書の編成が解体され、これが2000年の「東京都公文書館蔵書目録」の刊行に結実した。このように文書疎開で形成された二元管理の慣行はかなり長期にわたって影響を及ぼしていたのである。

(2) 四谷分室・都政史料館時代の文書課の文書管理の特質

それでは府・市文書の二元管理に大きな影響を与えた記録系統の管理方針の性格はいかなるものだったのか。次に構成が酷似する「補之部 記録公文書目録」、「東京都公文書館蔵書目録」第3～5巻の特質を分析し、記録系統の文書管理の在り方を考察したい。両者の特徴として挙げられるのが「類別」と「元部門」という項目の存在である。「元部門」というネーミングから素直に考えれば、文書を再分類したことが想像される。

文書の再分類の在り方を考える上でヒントとなるのが、昭和20年（1945）4月17日に制定された東京都文書編纂保存規則の類別である。この規程は東京都発足を機とした文書管理規則制定の中で作られたもので¹⁶、「補之部 記録公文書目録」の「類別」はこの規則で定められた文書分類と合致するものが多く、筆者が確認した限りでは985点中711点が当てはまる。逆に「元部門」にはこの規則の類別に当てはまらないものが多数含まれる。東京都文書編纂保存規則の類別には都成立前の府・市の文書管理規則の分類と重複するものもある点には留意が必要だが、記録系統はこの規則の類別に合わせて文書の再分類を試みたのではないかと。

表1：「元部門」・「類別」の変遷

元部門	件数	移動先の類別
学事	51	教育
秘書	25	人事
帝室	2	庶務
例規	1	統計（→例規）
例規	1	褒賞（→例規）
衛生	1	地方（→例規）
議事	1	庶務
皇室	1	庶務
社事	1	社事兵事
商工	1	経済
商事	1	商工（→経済？）
地方	1	庶務
農林	1	経済
兵事	1	社事兵事

太字は東京都文書編纂保存規程、1945年（類）の類別。かつこ内は『東京都公文書館蔵書目録』に掲載されている「元部門」、「類別」による。商事→商工→経済と再分類されている「産業組合」という文書の事例については、『東京都公文書館蔵書目録』に同一タイトルの簿冊が見当たらないため、タイトル・年次・冊数が近似する簿冊の情報を追記した。

「補之部 記録公文書目録」、「東京都公文書館蔵書目録」第3～5巻から、「類別」の再設定過程が断片的に追跡可能である。表1は「元部門」が最終的にどの「類別」に再分類されたのかを整理したもので、「補之部 記録公文書目録」中の多くの文書は東京都文書編纂保存規則に合致する「類別」に再設定されている。一部規則に合致しない文書も存在するが、「東京都公文書館蔵書目録」刊行時には規則に沿った「類別」に改められたようである。一例を示しておく、「衛生精神病院法及松沢病院 冊の1」（請求番号：305.G3.12）という簿冊の場合¹⁷、「補之部 記録公文書目録」では「元部門」衛生から「類別」地方に、「東京都公文書館蔵書目録」では「元部門」地方課から「類別」例規に再設定された。なお「東京都公文書館蔵書目録」第3～5巻に掲載されている文書の「類別」を確認すると、ほとんど東京都文書編纂保存規則の類別に合致している。この再分類がいつ頃行われたのかは不明だが、記録系統が府・市文書を都の規程に合わせて整理しようとしたことが理解できよう。

ここから窺えるのは、東京都の誕生を契機に府・市文書を一つの文書管理の原理に統合していこうとする志向性が登場したことである。白石氏によると、終戦直後の四谷分室では「市と府が合併して都になったのだから、文書も統一的に保存利用できないか」という指示の下、記録系統で保管されていた府・市文書を東京市文書の形態に合わせて表紙を付け替えたという¹⁸。状況証拠ではあるが、「類別」変更も付け替え作業と関連するのではなかろうか。この点で興味深いのは「補之部 記録公文書目録」に編纂系統で管理されていた明治期東京府文書が掲載されていることである。戦後初期の段階では編纂系統の文書も都庁の文書管理規程に合わせて整理しようとしたのかもしれない。

（3）東京都公文書館の開館と府・市文書

東京都公文書館の開館にあたって大正・昭和期の文書も合せて府・市文書が公開されたものの、公開範囲に何らかの制限が設けられた形跡がある。前述した「記録公文書・明治之部」に掲載された文書はその典型であろう。その背景は現状不明だが、この目録に掲載された文書の整理状況には明らかな性格の差異が見られる。この目録の「類別」を確認すると「衛生課」や「会計課」のような課名の分類が散見される。これは東京府の文書分類と合致するものであるため¹⁹、府・市文書を都の規程に合わせて統合管理しようとする記録系統の整理方針が貫徹していない。ただし、こうした質的相違が公開状況に影響を与えたのかはわからない。

また、「補之部 記録公文書目録」に含まれていた終戦直後の現用文書は「東京都公文書館蔵書目録」に掲載されていない。「東京都公文書館蔵書目録」掲載文書は東京都が成立した昭和18年までで、都成立後の文書は対象にならなかったからである。東京都文書が公開範囲から外されたことで、「東京府・東京市文書」というまとまりが明確になったと言えよう。なお、東京都文書の公開は情報公開制度への対応を背景に平成6年（1994）から開始される²⁰。

おわりに

本論では文書疎開によって形成された府・市文書の二元管理の展開を現存する目録の分析を通じて考察してきた。終戦後、記録系統と編纂系統は、それぞれが復帰してきた疎開文書を独自に管理するようになった。前者は都庁内部の業務利用を重視した一般公開を前提としない方針であり、府・市・都文書を区別せず年代順に管理していた。他方、編纂系統は研究者の調査・研究のための利用を重視して文書を管理していた。

東京都公文書館開館後、記録系統管理分の文書と合わせて府・市文書が公開される。このとき、記録系統は公開範囲に限定をかけており、一部の明治期府・市文書や東京都文書が公開対象から外されたようである。また、府・市混合、年代順という記録系統の整理方針も持続しており、記録系統と編纂系統による府・市文書の二元管理は維持されていたと言えよう。平成12年に刊行された「東京都公文書館蔵書目録」で東京府文書と東京市文書を区別する編成となる。これによって二元管理が解体され、一元的に文書を把握することが可能となった。戦時中の文書疎開が、長期にわたって府・市文書の管理と公開の在り方を規定していたのである。

- 1 白石弘之「書庫の不思議—太平洋戦争下における東京府・市文書の疎開について—」、『東京都公文書館研究紀要』第3号、2001年）。
- 2 以下の記述は前掲白石「書庫の不思議—太平洋戦争下における東京府・市文書の疎開について—」も参照。この他、令和7年（2025）5月23日から7月15日まで開催されたミニ企画展示「戦後80年 戦火を免れた文書群」においても紹介した。日中戦争後の文書整理については佐藤佳子、西敦子、東京大空襲時の疎開の動向については瀧澤明日香、小美濃彰、終戦後の文書復帰については宮崎翔一の各氏が担当したことを申し添えておきたい。なお、筆者は主に文書復帰後の目録作成の過程を調査した。
- 3 『東京市役所昭和十四年事務報告書』、10頁。事務報告書を収録したDVDである東京都公文書館編『史料翻刻「東京市事務報告書・財産表」』（東京都、2007年）を用いた。
- 4 「礼状発送ニ関スル件」（「史料編纂室文書3 昭和17年～昭和22年」、東京都公文書館所蔵、請求番号：2025.都.0003所収）。
- 5 「空襲に因る災害予防の為にする収納文書の特別措置に関する件、最重要文書の特別防護 2. 空襲時に於ける特別措置 最重要文書目録 文庫建造物に対する阿部施設課長意見聴取書東京市長」（東京都公文書館所蔵、請求番号：325.E3.14）。
- 6 「官庁公文書及記録復帰に関する報告書提出の件」（東京都公文書館所蔵、請求番号：325.E2.13（9-08）に添付されている「記録公文書等ノ焼失滅失セルモノナキ局区役所名」、「記録公文書ノ疎開セル局課区役所名（代用保存所）」参照。
- 7 「市史編纂室並記録室再疎開ニ関スル件」（「史料編纂室文書3 昭和17年～昭和22年」、東京都公文書館所蔵、請求番号：2025.都.0003所収）。
- 8 「市史編纂室第二次疎開計画ニ関スル件」（「史料編纂室文書3 昭和17年～昭和22年」、東京都公文書館所蔵、請求番号：2025.都.0003所収）。
- 9 「官庁公文書及び記録復帰ニ関スル件依命通牒」（「東京都公報」第371号、1946年1月17日、2頁）。
- 10 「官庁公文書及記録復帰に関する報告書提出の件」（東京都公文書館所蔵、請求番号：325.E2.13（9-08））。
- 11 『都政概要 昭和22年版』（東京都、1948年）、53～55頁、「交通局大型バス使用ニ関する件」（「史料編纂室文書3 昭和17年～昭和22年」、東京都公文書館所蔵、請求番号：2025.都.0003所収）。
- 12 前掲白石「書庫の不思議—太平洋戦争下における東京府・市文書の疎開について—」、18頁。
- 13 『東京都公文書館蔵書目録 1（東京府文書—明治）』（東京都公文書館、2000年）、6頁。
- 14 前掲白石「書庫の不思議—太平洋戦争下における東京府・市文書の疎開について—」、18、21頁。
- 15 『東京都公文書館蔵書目録 1（東京府文書—明治）』（東京都公文書館、2000年）、6頁。
- 16 宮崎翔一、佐藤佳子「東京都制施行時の文書管理規程」（『東京都公文書館調査研究年報』第6号、2020年）。
- 17 「補之部 記録公文書目録」では「精神病院法及松沢病院」と記載されているが、単なる表記ゆれであり、同じ文書だと判断した。なお「補之部 記録公文書目録」の簿冊名は、しばしば現在登録されている簿冊名と類似しているものの、完全に合致しないものが掲載されている。
- 18 前掲白石「書庫の不思議—太平洋戦争下における東京府・市文書の疎開について—」、19頁。
- 19 東京市は文書の件名、東京府は課別で文書を分類していた（同上、19頁）。
- 20 『東京都公文書館年報 令和6年度』（東京都公文書館、2025年）、2頁。